

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 必要書類一覧表

| | 提出書類等 | 具体的な書類例 | ○→必要 △→場合に より必要 | 確認 |
|---|---------------------------------|--|-----------------------|----|
| ① | 本支援金の支給申請書 | (様式第1号) | ○ | |
| ② | 申請時確認書 | (様式第2号1～2枚目) | ○ | |
| ③ | 本人確認書類の写し | 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート、各種障害者手帳、住民票、戸籍謄本など | ○ | |
| ④ | 特例貸付(総合支援資金の再貸付)が確認できる書類の写し | 再貸付の借用書(控)の写し(再貸付の貸付決定通知書の写しでも可) | △ ※ない場合は⑤が必要 | |
| ⑤ | 再貸付不承認・過去借入状況申告書 | (様式第2号3枚目) ※④の書類がない場合に提出 | △ ※④がない場合 | |
| ⑥ | 収入が確認できる書類の写し 【申請者分・世帯全員分】 | 申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し ※給料明細書、売上・経費のわかる台帳、通帳のコピーなど | ○ | |
| ⑦ | 金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分・世帯全員分】 | 通帳、ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの口座全ての分が必要(口座名義人、直近の残高がわかるページ) ※支援金の振込先確認にも必要 | ○ | |
| ⑧ | 求職活動関係書類 | 求職受付票(ハローワークカード)の写し | ○ | |
| ⑨ | 生活保護の申請をしていることが確認できる書類 | 保護申請書の写し(保護の実施機関の受領印があるもの) | △ ※保護申請中の場合 | |

支給が決定した場合は、今後の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

(1) 公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

- ① 月1回以上、自立相談支援機関(生活支援相談課)の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等をうける
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける

※①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

(2) 就労による自立が困難で、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと